

# 令和4年度予算編成方針

## 第1 趣旨

### 1 令和2年度決算より

令和2年度決算は、一般会計の決算総額が対前年度で100億円を超える増となるなど、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたものとなりました。そのような中、本市では一般会計において12回の補正予算を編成するなど、コロナ対策の強化を図っています。

行財政運営の状況としては、行財政改革を継続的に実施してきたことをはじめ、事業の選択と集中を図ったことの結果、健全化判断比率においては、国の定める早期健全化基準をクリアしています。

一方、経常収支比率は、前年度から0.6ポイント改善した97.3パーセントとなりましたが、財政健全化計画に定める「減債基金繰入金を、経常的な支出である公債費から差し引いた額で算定した経常収支比率」は95.2パーセントであるため、財政健全化計画の95パーセント未満という目標を達成していない状況となります。

そのため、引き続き投資的経費の財源を確保するためにも、経常収支比率の更なる抑制対策が必要となっています。

また、各種基金残高は約47億円を確保しましたが、令和元年度決算の実質収支が前年度と比較して大幅に減少したことなどにより各種基金に積み立てることができなかったこと、新型コロナウイルス感染症への対応や重点政策に積極的に取り組んだことなどから、対前年度で約10億5千万円減少しました。特に財政調整基金残高は、約17億5千万円で対前年度約7億5千万円減少し、財政健全化計画の18億円（※1）という目標に約5千万円届かず、今後の予算編成における財政調整基金の繰入に、制約が生じる見込みとなりました。

このように、令和2年度決算では、財政を取り巻く環境がさらに厳しいものとなる中、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する見込みであること、過去に実施した市にとって必要不可欠であった事業に係る地方債の償還がピーク（※2）を迎えつつあること、少子高齢化の進展による扶助費や医療・介護特別会計への繰出金の増が想定されること、将来のまちづくりに必要となる財源を確保しなければならないこと等を踏まえると、新型コロナウイルス感染症対策に取り組みつつ、行財政改革を強力に取り組む必要があります。

※1 財政健全化計画における財政調整基金残高の目標は、令和2年度までは18億円、令和3年度からは19億円としています。

※2 令和2年度決算後に推計した今後の地方債の償還は、令和5年度の約38億円（令和2年度比：約4億円増）がピークです。

## 2 今後の中期財政見通し及び予算編成

現在の状況において、令和2年度決算後に推計を行った令和4年度から令和9年度までの中期財政見通しでは、各年度の予算編成の中で、従来以上の歳入確保・歳出削減の取り組みを行わなかった場合には、令和4年度以降、財政健全化計画（暫定版）に定める財政調整基金年度末残高19億円の確保が難しくなる見込みです。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による市税等の収入の減少、地方債の償還がピークを迎えることに伴う公債費の財源確保などにより、今後数年間は経常的な事業に必要な財源の確保に努める必要があります。

そのため、中長期的な視点に立ち、既存事業の意義や手法について、徹底的に見直しを実施し、必要に応じて計画の見直しや廃止など、限られた財源を活用して事業の選択と集中を行い、令和3年度から開始している総合基本計画に基づき、基本理念「みんなでつくるふるさと鎌ヶ谷」のもと、目指す都市像「人と緑と産業が調和し 未来へひろがる 鎌ヶ谷」の実現、市長公約である「今を大切に、未来に希望を持てるまちづくり」の実現に向けてメリハリのある予算編成を行います。

現在、令和3年度から令和8年度までを計画期間とする第3次行財政改革推進プランの策定を進めていることから、同プランに掲げる取り組みの実施に必要な財源を確保するため、事業のスクラップ&ビルドが重要となります。

これらを踏まえ、令和4年度予算は、まちづくりへの取り組みのため同プランを具現化していく必要があります。

各部局においては、この方針に基づき、予算編成を行うものとします。

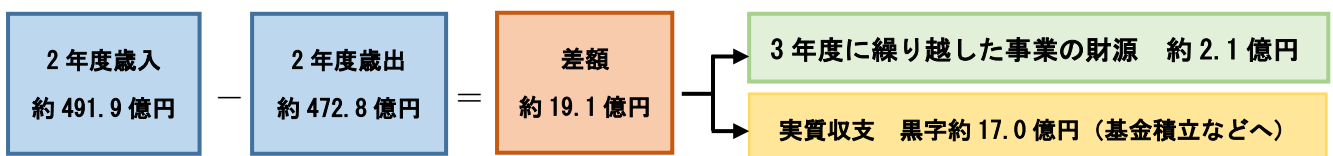
## 第2 本市の財政状況

### 1 実質収支の状況：資料編P1

実質収支は、歳入と歳出の差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を除いたもので、財政運営の良否を判断する重要なポイントの一つになります。本市の令和2年度の決算状況は、特別会計も含めて、すべて黒字の状況です。

なお、令和2年度決算における一般会計の実質収支は、約17億円の黒字となりました。これは令和元年度決算と比較し、約6億7千万円の増となっております。

また、令和3年度9月補正予算では、今後の財政運営に活用するため財政調整基金等の積み立てを行い、令和3年度末の財政調整基金残高見込みを約17億円とし、災害等が発生した場合の緊急的な財源や、予算編成での財源調整などに備えています。



## 2 債務の状況

### (1) 地方債残高の状況

本市では、道路整備や公共施設の建設、大規模改修などを行う際は、地方債を活用し、単年度の財政負担の軽減と将来世代にも公平に負担していただいています。

地方債は、少ない方が財政的に望ましいものとなりますが、地方債があることによっては、必ずしも財政状況が悪いというものではありません。

本市の地方債残高は、臨時財政対策債（普通交付税の代替措置であり、すべて普通交付税により後年度補てんされるもの）の発行増や、市庁舎免震改修事業債、新京成線連続立体交差事業債や義務教育施設維持補修事業債など、本市の将来を見据えた上で必要不可欠な事業に地方債を活用したことに伴い増加していますが、本市の場合は、地方債残高の約3分の2が交付税措置される見込みです。

単位：千円

項目	平成30年度末		令和元年度末		令和2年度末	
		増減額		増減額		増減額
<b>普通債残高</b>	<b>20,308,189</b>	<b>345,644</b>	<b>20,120,020</b>	<b>▲188,169</b>	<b>20,194,954</b>	<b>74,934</b>
減税補てん債残高	357,476	▲132,288	269,647	▲87,829	193,935	▲75,712
臨時財政対策債残高	17,232,352	214,407	17,277,641	45,289	17,176,591	▲101,050
減収補てん債残高	0	0	0	0	72,100	72,100
残高の合計	37,898,017	427,763	37,667,308	▲230,709	37,637,580	▲29,728

### (2) 公債費の推計（一般会計）

地方債を活用した場合は金融機関などとの契約により、後年度に償還（借金の返済）を行います。償還する費用（公債費）は、市の信用に関係するため必ず支払わなければならない義務的な費用（裁量の余地がない拘束力が高いもの）となり、その財源はほぼ全て一般財源となります。

令和2年度決算後に行った今後の公債費の見込みは下表のとおりです。

単位：億円

年度	公債費支出見込		年度末残高見込み
		うち事業債の支出見込	
令和2年度	34.5	20.8	376.4
令和3年度	36.3	22.1	393.4
令和4年度	37.7	22.9	383.6
<b>令和5年度</b>	<b>38.1</b>	<b>22.9</b>	<b>370.5</b>
令和6年度	36.0	21.6	358.5
令和7年度	36.0	21.1	346.1
令和8年度	34.7	19.7	335.8
令和9年度	32.6	17.5	332.3

公債費は令和5年度まで上昇し続けていくこととなり、ピーク時の令和5年度は、令和2年度決算と比較して約4億円の増加が見込まれます。

本市では、後年度交付税措置のある有利な地方債を活用しているほか、「地方債に関する総合的な管理方針」を定めて公債費の増への対応を図っておりますが、今後も地方債の活用にあたっての適切な検討（※3）や償還に向けた財源を確保することが求められます。

※3 （参考）4，060万円を借入期間10年（据置2年）で金融機関から借り入れた事例（固定金利0.350%）

⇒元金償還が開始すると利子も含めて年間約510万円の資金を捻出して返済

### （3） 健全化判断比率の状況：資料編P2

健全化判断比率は、地方公共団体財政健全化法に基づき、①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率があります。

まず、①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率は、決算において赤字ではないことから、該当ありません。

次に、債務の状況を表す③実質公債費比率及び④将来負担比率は、国が定める早期健全化基準（実質公債費比率25.0パーセント、将来負担比率350.0パーセント）を大きく下回っています。

具体的には、実質公債費比率は、毎年の債務返済（地方債の元利償還金など）の大きさを捉える指標となりますが、令和2年度決算は4.3パーセントと前年度より0.9ポイント上昇しました。これは、本市において地方債を活用して実施した事業の元利償還金が前年度より約1億6千万円増加したことなどが大きな要因です。

将来負担比率は、前述の（1）の地方債残高に加えて、下水道事業、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合や四市複合事務組合の債務などが対象となり、本市全体の債務の大きさを捉える指標となりますが、令和2年度決算は32.1パーセントと前年度より4.3ポイント上昇しました。これは、財政調整基金をはじめとした各種充当可能基金が減となったことなどによるものです。なお、本市は、前述の（1）のとおり地方債残高の約3分の2が交付税措置される見込みであり、これを控除して算定される将来負担比率は早期健全化基準350.0パーセントを大きく下回る状況にあります。

### 3 基金残高の状況：資料編P3

本市の基金は、経済状況等の変化による財源不足に対応する財政調整基金、借金返済に対応する減債基金、公共施設の整備・改修費用等に対応する公共施設整備基金など9種類あります。

基金全体の残高については、地方債の償還の財源などとするため、各種基金に必要な積み立てを行いました。公共施設の長寿命化に向けた大規模改修などに活用したため令和2年度末における基金総額は、前年度から約10億5千万円減となる約47億円となりました。そのうち財政調整基金残高は約17億5千万円を確保しましたが、基金全体の残高のうち約45パーセントにあたる約21億2千万円が今後の公債費増に備えた減債基金となっています。

なお、令和3年度9月補正後の財政調整基金残高（見込）は、約18億3千万円であり、令和2年度9月補正後の基金残高約16億6千万円からは微増となりましたが、令和元年度9月補正後の基金残高約26億4千万円と比較すると約8億1千万円の減となっており、引き続き令和4年度以降の財源不足への対応が厳しくなっているため、回復していく必要があります。

#### 4 財政構造の弾力性（経常収支比率）：資料編P4

経常収支比率は、経常的に収入される一般財源（市税、普通交付税、地方消費税交付金など）が、経常的な支出（人件費、公債費、扶助費など）に充当された割合を示すもので、財政構造の弾力性を示す指標となります。

令和2年度決算では、主に会計年度任用職員制度の導入による人件費や公債費（元金の償還）などが増額しましたが、地方消費税交付金や地方交付税といった経常的な収入の増がこれを上回ったため、前年度と比較して0.6ポイント改善した97.3パーセントとなりました。しかしながら依然として高い水準にあり、財政の弾力性が失われている状況にあります。

令和4年度予算編成においては、引き続き経常的な経費の抑制に取り組む必要があります。

**※参考資料：令和2年度決算状況（県内各市の状況）：資料編P5～P12**

### 第3 令和4年度予算の財政見通し

令和4年度予算の財政見通しでは、歳入は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から徐々に回復し、市税が増となる一方、歳出は、少子高齢化により扶助費や繰出金が増、過去に地方債を活用して実施した事業の元金償還に伴い公債費が増となっています。

なお、多額の経費を要する事業等については、前期基本計画第1次実施計画と同額で見込んでいます。

また、財政調整基金からの取り崩しは、当初予算編成後の財政調整基金残高目標額（後述）を確保できる限度額の約9億円を取り崩すとともに、前年度の経常経費から2千万円を削減したうえで、一般財源ベースで、歳入総額が約236億7千万円に対し、歳出総額が約243億5千万円となるため、差引約6億8千万円の財源不足を見込んでおります。

この不足見込額については、予算編成の中で、さらなる歳入確保、歳出削減を行う

ことにより対応します。

## 1 歳入の一般財源：資料編P13

主な一般財源は、次のとおり算定し、総額約236億7千万円となります。

	項目	算定方法
1	市税	近年の動向に新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて推計しています。
2	譲与税・交付金	令和2年度決算額に国の「中長期の経済財政に関する試算」(R3.7.21内閣府公表)を勘案して推計しています。
3	地方交付税・臨財債	令和3年度決定額を勘案して推計しています。
4	繰入金(財政調整基金)	当初予算編成後残高目標8億円を確保できる上限額で推計しています。

## 2 歳出の一般財源：資料編P14

歳出予算に必要な一般財源は、主な項目を次のとおり算定し、総額約243億5千万円となります。

	項目	算定方法
1	人件費	令和4年度の人員計画及び会計年度任用職員制度を踏まえて推計しています。
2	扶助費・繰出金等	少子高齢化に伴う動向などを踏まえて推計しています。
3	多額の経費を要する事業	前期基本計画第1次実施計画の額で積算しています。
4	上記以外の経費	原則として令和3年度当初予算と同額で算定しています。 なお、「その他事務的経費」は対前年度約2千万円減額しています。

## 第4 予算編成の基本方針

### 1 予算編成の基本的な考え方

#### (1) 「総合基本計画」に定める目指す姿の実現に向けて

現在、本市は令和2年度に策定した総合基本計画(基本構想、前期基本計画及び第1次実施計画)に基づき、基本理念「みんなでつくるふるさと鎌ヶ谷」のもと、目指す都市像「人と緑と産業が調和し 未来へひろがる 鎌ヶ谷」の実現に向けて各施策を実施しているところです。予算編成においては、これらを意識しながら、引き続き持続可能な行財政運営を大前提とし、効果的な事業展開を進めていきます。

#### (2) 市長公約(「緊急に取り組む3つの事業」や「まちづくり5つの政策」)の着実な遂行

市長公約である「今を大切に、未来に希望を持てるまちづくり」の実現に向け、

「緊急に取り組む3つの事業」(①新型コロナウイルス感染症対策 ②子育て世帯への支援 ③北千葉道路の整備を見通したまちづくり) 及び「まちづくり5つの政策」(①子育てがしやすいまちづくり ②お年寄りや障がいを持っている人が安心して暮らせるまち ③災害に強い安全、安心なまちづくり ④にぎわいあふれる発展し続けるまち ⑤緑にあふれ、豊かな産業が育つまち) について着実に取り組みます。

### (3) 持続可能な行財政運営の推進

本市の財政状況は、健全化判断比率については現時点では問題ないものの、従来以上の歳入確保・歳出削減の取り組みを行わなかった場合には、令和3年度には「財政健全化計画(暫定版)」に定める財政調整基金年度末残高19億円の確保が難しくなることが見込まれることから、「財政健全化計画(暫定版)」に定める財政指標等の数値目標の達成に向け、財政健全化に関する取り組みが今まで以上に必要となります。

一方で、これまで新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民の方々の生活の支援や、子育て世代・働き盛りの世代の流入促進を図ることで、市税収入を増加させるため、鎌ヶ谷市に住み続けたい・住みたいと思われるような施策を展開する必要があります。

そのためにも、財政指標等の数値目標の達成を見据えたうえで、第3次行財政改革推進プランの取り組みを実施するための財源を確保するなど予算の重点化を図り、『新たな時代への挑戦：「みんなでつくるふるさと 鎌ヶ谷」の実現に向けた、健全な行財政運営の堅持』を推進します。

## 2 基本方針

### (1) 各部局における予算編成の推進

近年は、スクラップ&ビルドの観点から各部局に配分する経常経費における一般財源を前年度当初予算ベースから減額したうえで予算編成を行いました。その成果は、経常収支比率の上昇抑制や事業の見直しなどに効果があったと考えています。令和4年度の当初予算要求にあたっては、各部局が主体的に事業の方向性を決定し、効果的かつ効率的な予算編成に努めるため、各部局に対し、予算要求の目安となる一般財源を配分します。

なお、各部局への枠配分は、引き続き経常収支比率の上昇抑制を行うとともに、感染症の影響や行財政改革推進プラン実施のためのスクラップ&ビルドに取り組む必要があることから、令和3年度当初予算ベースから2千万円減額(人件費や扶助費などの義務的経費、繰出金や一部固定経費などには配慮しています。)して配分します。

臨時経費については、令和4年度予算編成においても令和3年度に引き続き同条件で「10万円を超えるもの」とし積算を行います。

配分にあたっては、扶助費並びに国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療

の特別会計繰出金に関する自然増分の財源は、事前に確保して重点配分します。

各部局においては、市民、議会等の要望を踏まえ、事業の優先度を明確にして、予算要求を行うこととします。

また、中期財政見通しを踏まえ、財政健全化計画（暫定版）に定める目標値の達成を目指すため、既存事業の意義や手法について見直しを実施することで今まで以上に徹底的な行財政改革に取り組むこととし、事業の優先度を考慮した上で、必要に応じて前期基本計画第1次実施計画における多額の経費を要する事業等についても、全庁的な調整を行い、見直しを図ります。

※ 「臨時経費、扶助費、組合負担金、繰出金、債務負担行為分」として優先的に配分を受けた一般財源を他の経費に振り替えて要求することはできません。

## （２） 公共施設の長寿命化の推進

本市の公共施設は、昭和40年代から昭和50年代までの人口増加時期に、小中学校など多くの施設を整備したため、30年以上経過した公共施設が全体の6割以上を占めており、施設の老朽化が急激に進んでいる状況にあります。

また、公共施設の耐震化事業は、「安全・安心」のひとつであり、東日本大震災の発生に伴い、積極的に耐震改修を推進してきた結果、すべての公共施設について耐震化が完了しました。

このような状況の中、本市では、平成24年9月に策定した「公共施設の長寿命化に関する基本方針」において、公共施設の大規模改修は、不具合・故障後の事後修繕から、耐用年数など一定の基準に基づき、事前に改修を進める予防保全の推進に転換し、平成29年3月に策定した「鎌ヶ谷市公共施設等総合管理計画」においては、全ての公共施設等を対象に、施設の健全度及び利用度を把握した上で、点検、修繕、改修、更新等の管理サイクルを継続的に行い、計画的に長寿命化を図ることを基本方針としています。

また、地方公会計制度の推進により固定資産台帳等を作成し、市ホームページにて公表しています。今後は、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）や固定資産台帳から算定する減価償却比率や更新の時期などを考慮し、修繕や改修に係る費用を平準化する必要があります。

このことから、施設に係る全ての修繕及び改修費は、「公共施設の長寿命化に関する基本方針」で示した「施設点検マニュアルチェックシート」による点検結果や「固定資産台帳」、「個別施設計画」を活用し、建築住宅課に助言を求めたうえで、安全性や緊急度を勘案し、必要な金額を算出のうえ要求することとします。

## （３） デジタル化の一層の推進

新型コロナウイルス感染症対策や固定経費の削減（ペーパーレス化）、事務効率の向上のためにデジタル化はますます重要となっています。第3次行財政改革推進プラン策定のなかで、積極的にデジタル化について検討するものとします。なお、



予算要求にあたっては電算協議を行うことと、国の動向（各種行政サービスにおける標準化等）を注視し、当該経費による効果が短期間で失われることのないように留意することとします。

#### （４） 特別要求枠の活用

予算要求にあたっては、各部局が配分された一般財源の範囲内で、事業の選択と集中を行ったうえで要求することが原則となりますが、重点政策等の推進を図るため、別途財源を用意して、特別要求枠を設定します。

令和4年度予算編成においては、これまで4つあった特別要求枠を以下の2つに再編し、一部を拡充のうえ設定します。

なお、これまで枠配分内で予算措置していたものを特別要求枠にて要求することはできないものとします。

※事業経費（実施計画における「多額の経費を要する事業等」をいう。）については、本要求枠の対象外となります。

特別要求枠	設定額	備考
I 重点政策等要求枠	8,000万円	対象事業及び項目ごとの設定目安額は、 <b>《特別要求枠の内容》</b> を参照。 ※昨年度方針の「重点政策等要求枠」の一部と「森林環境譲与税活用枠」を統合し、「新型コロナウイルス感染症対策枠」を拡充したものとなります。
II 行革推進枠	3,000万円	※昨年度方針の「重点政策等要求枠」の一部と「アイデア応援枠」（一時経費はかかるが、3年以内で効果が見込めるもの）を統合し、新たに第3次行財政改革推進プランに計上する予定の事業についても活用できるよう拡充したものとなります。 ※行財政改革の一環として、経常収支比率抑制対策のための枠。

#### 《特別要求枠の内容》

枠配分による予算要求の硬直化を抑え、メリハリのある予算編成を推進するため、特別要求枠を設定します。各部局においては、特別要求枠を活用する場合は、要求にあたって、各部局内の優先順位を明記するものとします。

特別要求枠が活用できる事業の例は、以下のとおりとし、具体的な要求方法は予算編成要領によるものとします。

なお、Iの重点政策等要求枠については、各部局における予算要求の促進や予算編成事務の効率化の観点から、**キ・ク**（下線部）を除き、1事業あたり50万円以下の事業は対象外とします。

区 分	
I	<b>重点政策等要求枠（設定額8,000万円）</b>
	<b>ア</b> 重点政策（前期基本計画に掲げる重点プロジェクト）に該当する事業（継続）
	<b>イ</b> 市長公約に該当する事業【 <b>新規</b> 】
	<b>ウ</b> 行政評価に基づき改善・拡充が必要な事業（継続）
	<b>エ</b> 公共施設の修繕・改修事業（継続）
	<b>オ</b> 本市のPRや地域活性化に繋がる事業（継続）
	<b>カ</b> 複数部局が連携して課題解決にあたる新規・拡充事業（継続） ※要求にあたっては、連携内容を明記し、それぞれの部局での協議を経た上で予算計上しようとする部局から要求書を提出願います。
	<b>キ</b> <u>森林環境整備に関する事業（うち設定目安額：2,000万円【<b>継続・拡充</b>】</u> ※令和元年度から毎年譲与される森林環境譲与税の趣旨に合致した事業のみに活用することを目的に設定する。（例：公共施設における木材利用（木材を利用した遊具など））
<b>ク</b> <u>アフターコロナを含めた新型コロナウイルス感染症対策に関する事業（うち設定目安額：2,000万円（継続））</u> ※令和2～3年度に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して実施する事業において、令和4年度も引き続き必要となる経費（機器の使用料及び賃借料など）、または、交付金対象外となるが令和4年度から新たに必要となる対策経費や、新たな生活様式のなかで今後市民・事業者などの社会活動・経済活動に必要となる経費に活用することを目的に設定する。 ※交付金対象事業は、既に必要なものを検討して国に提出しており、これ以外の必要最小限のものを対象とします。	

<b>行革推進枠（設定額 3, 000 万円）</b>	
<b>II</b>	<b>ケ</b> 行財政改革推進プラン掲載予定事業（事業経費を除く）【新規】
	<b>コ</b> アイデア応援枠に関する事業（継続） ※従前では困難であった一時的な経費の増加を許容することで、増加傾向である 経常経費を抑制、または歳入をより多く確保することを目的に設定する。一時 的な経費は、経常収支比率の算定上、臨時扱いとなります。（例：一時経費が かかっても経常的な経費を抑制できるもの。（事業の委託化、システムの導入 など））
	<b>サ</b> 市民サービスの向上、事務作業の効率化又は執務環境の改善に係る事 業（継続） ※ケ・コにあてはまらないもの。従前の重点政策等要求枠にて設定されていた 項目となりますが、50万円以下の事業も対象とします。

## （５） 財政健全化に関する事項

本市は、持続可能な行財政運営を確立するため、「財政健全化計画（暫定版）」を策定し、財政指標等の数値目標を設定しています。

### ア 経常収支比率に関する事項

経常収支比率の数値目標は、「財政健全化計画（暫定版）」に基づき、目標値である95.0パーセント未満（減債基金繰入金を、経常的な支出である公債費から差し引いた額で算定した経常収支比率）に設定します。

なお、令和元年度から発生した新型コロナウイルス感染症は、当面の間、本市の財政運営に大きな影響を及ぼす可能性があるため、計画期間の前半である令和5年度決算までは、経常収支比率が95パーセント以上となることを許容しています。

### イ 財政調整基金残高に関する事項

令和3年度9月補正後の財政調整基金残高見込みは約18億3千万円となっていますが、12月補正以降でのやむを得ない補正を勘案し、令和3年度末の財政調整基金残高を17億円と見込みます。

このことから、令和4年度予算編成では、財政調整基金からの取り崩しを約9億円にするとともに、令和4年度当初予算編成後残高を8億円と設定します。

なお、「財政健全化計画（暫定版）」では、新型コロナウイルス感染症による本市の財政運営への中期的な影響を考慮し、一時的に年度末残高が19億円未満となることを許容し、令和6年度以降に19億円を確保するよう段階的な回復に取り組むこととしています。

## ウ 健全化判断比率に関する事項

健全化判断比率は、財政の健全度を示す比率で、「赤字」と「借金」に関する指標となりますが、本市は、早期健全化基準を大きく下回っているため、この数値を維持することを基本とし、本市で数値が最も悪化した平成19年度決算（実質公債費比率10.0パーセント、将来負担比率72.5パーセント）の数値未滿を堅持します。

赤字に関する比率の実質赤字比率及び連結実質赤字比率に関しては、各年度の状況となりますので、歳入の範囲内で支出する行財政運営の大原則を引き続き徹底します。

## エ 地方債に関する総合的な管理

地方債は、世代間の負担の公平性を保つとともに、財政負担の平準化を図ることが可能となる財源となります。

一方で、地方債の発行に伴い、義務的経費の一つである公債費（元利償還金）が増加し、財政の硬直化を招く要因の一つとなります。

したがって、今後も健全な財政運営を継続していくために、地方債残高は可能な限り抑制していくものとします。

また、平成24年9月に策定した「地方債に関する総合的な管理方針」（令和3年3月改定）に基づき、今後の地方債残高、公債費の見通し等を明らかにするとともに、減債基金への計画的な積立て及び取崩しを行います。

### （6） 財政の中期的な展望を反映させること：資料編P14

令和2年度決算後に推計を行った令和4年度から令和9年度までの中期財政見通しでは、令和4年度以降、「財政健全化計画（暫定版）」に定める財政調整基金年度末残高19億円の確保が難しくなる見込みとなっています。

このため、必要に応じて計画の見直しを行い、徹底的な行財政改革に取り組む必要があります。

## 3 各所属に向けた予算要求にあたっての留意点

### （1） 最新の国の動向を注視

国よりポストコロナ・アフターコロナとして新たな経済対策等が示される可能性があり、その場合は令和4年度予算編成を待たずに都度必要な補正予算計上を行っていくこととします。デジタル庁の新設やグリーン社会の実現に係る補助制度が新設される場合は積極的な活用を行うものとするため、国の動向を注視願います。

## (2) 行政評価の活用及び反映

予算要求にあたっては、「事務事業評価表」が重要な参考資料の一つになるため、この結果を踏まえた予算要求をしてください。

### ア 事務事業の精査に基づいた予算要求

「総合評価」欄や「改革・改善内容」欄で位置付けられた内容については、十分に検討のうえ予算要求に反映してください。

なお、「令和2年度事業に関する事務事業の事後評価」の令和4年度予算要求への反映状況調査を実施します。

### イ 「同一施策内事務事業の優先度評価」結果を踏まえた予算要求

同一施策内事務事業の優先度評価で下位に位置付けられたもの（令和3年度を初年度とする前期基本計画第1次実施計画の施策事務事業評価表で「優先度の高い事務事業」として掲げたもの以外）は、限られた財源の中での事業の選択と集中により、各部局で段階的にでも縮小・廃止が出来ないか、今一度検討してください。

## (3) 第3次行財政改革推進プランの取り組み

現在策定中の新たな行財政改革推進プランで掲載を予定している取り組みについては、積極的に予算編成へ反映させるようお願いいたします。

## (4) 歳入見込の精査

近年の国庫支出金や県支出金の交付状況ですが、特に普通建設事業に充てているものについて、交付額が要望額（予算額）を下回る状況が発生しており、一般財源での対応や、事業の延期・見送りを行う必要のある事例が発生しています。

このことから、国庫支出金や県支出金を充当している事業については、近年の交付状況や最新の交付要綱などを踏まえて、事業費を精査した上で要求してください。

## (5) 年間総合型予算の確立

令和4年度当初予算は、現行制度において、当該年度中に見込まれる財政需要のすべてを見込んで計上する「年間総合型予算」として編成します。

したがって、年度途中においては、制度改正又は社会情勢等の変化に伴う経費及び災害経費など、真にやむを得ないものを除き、原則として補正予算は実施しないものとしします。

## (6) 各部局内の要求方法

### ア 部局内調整会議の開催

各部局長は、予算要求にあたって、前期基本計画の目標達成に向けた行政評価に基づく基本的な考え方、廃止、縮小又は統合する事業、重点的に取り組

む事業等を明確にするため、次のとおり部局内調整会議を開催してください。

・ 部局内調整会議（事前）（目安：9/30～10/6）

この調整会議では、予算要求にあたって、各部局でのスクラップ&ビルドを検討し、重点化事業を明示するとともに、各課の懸案事項等を整理します。

・ 部局内調整会議（事後）

この調整会議では、部局に配分された一般財源に基づき、要求のあった事業の精査、重点政策等要求枠の優先順位の設定などを行います。

## イ 予算編成マネージャーの選任及び所掌事項

市長部局は各次長が、行政委員会等は局長又は次長が、予算編成マネージャーとなり、以下の事項を所掌します。

- ① 部局内事前・事後調整会議の開催
- ② 予算要求関係資料のとりまとめ
- ③ 部局内の調整（枠配分の調整、要求内容の確認など）
- ④ 財政室部担当との調整（編成に大きな影響があるもの）
- ⑤ 部局を越えた連携が必要な事業の調整

## ウ 予算要求書等のデジタル化 【新規】

令和4年度予算編成から、歳入歳出予算見積書等の書類提出を不要とし、一部の資料を除き、原則電子データのみ提出（予算編成システムへの入力またはメール提出）とします。

## エ 予算要求へ多様な視点を 【新規】

多くの職員に予算をつくる段階から参画いただき、通常業務においてよりコスト削減やスクラップ、次年度の予算要求などを意識いただくため、新型コロナウイルス感染症対策を前提に、可能な限り新たに各所属に配置された職員に当初予算ヒアリングに同席をお願いします。

## （7） 予算要求状況や編成結果の庁内公表

各部局における予算要求状況や予算編成結果の情報共有を図るため、一般会計の要求締切後や予算案決定後に庁内公表を行います。

## （8） 予算要求の全庁的な調整及び検証

予算要求は、第一段階で、各部局が配分された一般財源の範囲内で要求し、第二段階で、全庁的な要求状況（新規計上又は拡充となる経費など）について、政策調整会議及び政策会議において十分に審議したうえで、全庁的な調整及び検証を図ります。

## 4 歳入予算の個別事項

### (1) 市税等の収入確保及び未収金の収入促進

市税は、本市の歳入の根幹をなす貴重な自主財源であるため、賦課・徴収の両面の観点から収入確保の対策を講じることにより、徴収率の向上及び滞納縮減に努めることとします。

特に、市税、各種保険料、下水道使用料などの未収金（滞納金）は、「各種滞納金対策本部」において、滞納整理に関する総合的な対策を講じることにより、歳入確保に努めることとします。

なお、徴収率については、さらなる徴収率の向上に努めることとします。

#### 【実績値】

	項目	R元	R2	R2収入未済額
1	市税徴収率	96.9%	97.3%	3億6,739万円
2	保育料収納率	98.0%	97.5%	359万円
3	住宅使用料収納率	91.4%	91.8%	335万円
4	学校給食費収納率	94.5%	93.9%	2,491万円
5	国民健康保険料徴収率	82.2%	84.2%	3億7,599万円
6	介護保険料徴収率	96.3%	96.9%	4,453万円
7	下水道使用料収納率	78.6%	96.7%	2,947万円

※R元下水道使用料収納率の減は、公営企業会計への移行に伴う打ち切り決算の影響による。また、公営企業会計の会計年度末は3月末であるものの、R2は5月末時点での参考値。

### (2) 使用料、手数料、保育料、保険料等の見直し

使用料、手数料等は、公立・私立保育所保護者保育負担金、放課後児童クラブ負担金、各種検診受診負担金などが該当しますが、国民健康保険料、下水道使用料を含めて、当該事業に必要なコスト（人件費、物件費、維持補修費及び減価償却費）を明確にするとともに、近隣自治体の状況を勘案して見直しを検討することとします。

### (3) 財産収入の確保

財産収入としては、普通財産用地の売却を積極的に実施していますが、今後においても、未利用地の売却を積極的に検討することとします。

なお、売却が困難なものについても、有効活用を検討することとします。

### (4) 広告収入の確保

新たな財源確保を図るため、本市が保有する物品、ホームページなどを広告媒体として活用し、「行財政改革推進プラン」や「有料広告掲出に関する基本方針」（平成17年2月市長決裁）に基づいて広告事業の拡大に努めることとします。

## 5 歳出予算の個別事項

### (1) 多額の不用額を生じた事業

不用額を可能な限り予め見込み減とし、適正な予算編成を行うことができれば、当該額分で新たな予算計上が可能となります。過去の決算にて多額の不用額が生じている事業は、原因を把握し、所要額を十分に精査したうえで要求することとします。

### (2) 人件費（会計年度任用職員を含む）

人件費は、定員の適正化を図っており、令和3年度当初予算ベースで約75億円（構成比20.4パーセント）となっています。

令和4年度も引き続き、人員計画に基づき、必要となる人件費を確保しつつ、社会情勢に応じた適正な対応を検討するものとします。

### (3) 単独扶助費

本市が単独で実施している扶助費は、高齢化の進展に伴う自然増の抑制を図る観点からも、行政評価の結果を踏まえ、所得制限の設定、対象者の見直し、廃止を含め、必ず段階的な見直しを行ってください。

### (4) 単独補助金

本市の単独補助金は、本市及び補助団体が相互に、補助の目的及び必要性を明確に認識・検証するとともに、本市の施策や将来のめざす姿を勘案し、補助金の段階的な縮小・廃止も含めて、見直しを行います。特に、繰越金や内部留保がある団体の運営費補助は、その内容を必ず精査し、対応する必要があります。

なお、補助金の交付基準には、補助対象事業、補助対象経費、補助率等を明記するとともに、交付基準の終期を定めるものとします。

### (5) 情報システム経費（電算経費）

電算経費については、平成29年6月8日付け事務連絡にて電算総括管理者総務企画部長から通知がありました「DSK所管電算経費の個別契約への移行について」に基づき、各所属において見積りを徴収の上、予算要求することとなります。また、DSK所管電算経費についても、枠配分の対象となります。

なお、新たなシステムの構築にあたっては、必要性・緊急性を明確にするものとし、情報推進室との事前協議（電算協議）の結果を踏まえて予算要求してください。

## 第5 予算案の積極的な公表

予算案は、市民への周知を図るため、よりわかりやすい予算概要を作成し、ホームページ等による公表を積極的に行います。



## 第6 特別会計・公営企業会計

特別会計や公営企業会計への繰出金等は、一般会計予算に大きな影響を及ぼしているため、繰出基準に基づき、一般会計が負担すべきものとされる経費を除き、原則として、独立採算で運営することを基本とし、国、県等からの補助金などを積極的に活用するとともに、一般会計からの繰入金を可能な限り抑制した予算要求に努めることとします。